

第5章 給水装置の施工

1 土木工事

- ① 掘削に際し事前に調査を行い、現場状況を把握するとともに、安全かつ確実な施工ができる方法の選定を行うこと。
- ② 他の埋設物の近くを掘削する場合は、埋設物の管理者と協議すること。
- ③ 舗装道路の掘削は、隣接する既設舗装部分への影響がないようにカッター等を使用し切断した後、埋設物等に衝撃を与えないように舗装を小割し撤去すること。
また、アスファルト塊等の産業廃棄物は、「産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律」その他の規定に基づき、適正かつ速やかに処理を行うこと。
- ④ 土木工事の施工については、建設工事公衆災害防止対策要綱を遵守し施工の安全を確保すること。
- ⑤ 道路を掘削する場合の1日の作業範囲は、その日の内に埋戻し及び仮復旧が完了出来る範囲とすること。
- ⑥ 道路内の埋戻しに当っては良質な土砂(海砂)を用い、施工後に陥没、沈下等が発生しないよう十分締固めるとともに、埋設した給水管及び他の埋設物にも十分注意して行うこと。
- ⑦ 埋戻しは、原則として30cmを超えない層ごとに十分締固めること。
尚、締固めは、タンパー等の機械を用いること。
- ⑧ 道路の仮復旧は、過熱アスファルト合材を用い段差のないようにすること。
なお、掘削により道路標示が欠損した場合は、ペイント等で仮に復元すること。
- ⑨ 舗装本復旧については、当該道路管理者の指示により速やかに施工すること。
- ⑩ 仮復旧から本復旧を行う間は、施工者の管理責任であり当該期間内に事故等が発生しないよう十分管理を行うこと。

2 埋設深さ

(1) 開発に伴う配水管及び給水主管の埋設深さ

種 別		埋 設 深 さ	備 考
市 道		0.6m以上	幹線道路は0.8m以上
府 道	車 道	1.2m	各路線の埋設基準を遵守
	歩 道	0.8m	各路線の埋設基準を遵守
国 道 歩 道		0.6m以上	各路線の埋設基準を遵守
里道・水路敷		0.6m以上	
開 発 道 路		0.6m以上	帰属される道路

(2) 給水管埋設深さ

種 別		埋 設 深 さ	備 考
市 道		0.6m以上	
府 道	車 道	1.2m	各路線の埋設基準を遵守
	歩 道	0.8m	各路線の埋設基準を遵守
国 道 歩 道		0.6m以上	各路線の埋設基準を遵守
里道・水路敷		0.6m以上	
私 道			別途協議する
宅 地 内		0.3m以上	重量物等が通行する場合は考慮すること

※埋設深さを道路管理上道路管理者から指示があった場合はその指示に従うこと。

また、道路状況及び施工上埋設深さを確保することができない場合は道路管理者と協議すること。

3 配管工事

① 給水管及び給水用具は、JIS又はJWWAの規格品及び、厚生労働省令で定める基準に適合した認証品又は泉大津市が定める規格品とし、最終の止水以降の流出側に設置される給水用具性能を除き、耐圧(1.75MPa)を有するものを用いること。

また、給水装置の接合は水圧に対する十分な耐力を確保するためにその構造及び材質に応じた適切な接合を行うこと。

なお、配水管分岐部からメーターまでの材料については、下記表による。

給水管口径50mm以下	ポリエチレン管(1種軟質二層管)
給水管口径75mm以上	耐震用GX形ダクタイル鋳鉄管

* 配管工事についての注意事項

帰属に伴う使用材料、鋳鉄管φ75以上の継手部は、全て(SUS)ステンレスボルト・ナットを使用すること。

また、フランジ継手部についても同様とすること。

なお、施工は「日本水道協会水道工事標準仕様書」・「泉大津市配水管工事・土木工事共通仕様書」を遵守し行うこと。

- ② 給水装置工事検査願(様式第8号)を施工前に必ず提出すること。
- ③ 鋳鉄管における水圧、水撃等による継手の離脱防止については、仕切弁及び異形管の継手前後の一つ先まで離脱防止金具を取付けること。
- ④ 分岐は(表16)の分岐方法とすること。
- ⑤ 分水栓建て込み(穿孔)時に切粉抜きを必ず行うこと。
- ⑥ 鋳鉄管からの分岐にあたりサドル付分水栓穿孔時には、密着コア又はステンレス密着コアを挿入すること。

- ⑦ 分岐にあたっては、本管に2箇所以上建て込みする場合は30cm以上離すこと。
- ⑧ 分水栓設置後、止水栓までの引込み完了時に止水栓より水圧ポンプにて加圧し(1.75MPa) 1分間以上保持した後、水圧の低下が無いかを確認すること。(その後 穿孔を行う)
- ⑨ 分岐箇所には、分水栓保護スリーブを被覆し、粘着テープ等で巻き付け密封すること。
- ⑩ 引き込み工事については、逆止弁付副栓付伸縮止水栓までとしメーターボックスを設置すること。(図 10参照)また、補足管を使用する場合は、中通していない物を使用すること。
- ⑪ メーター前後以外のパッキングについては、金属入りパッキングを使用すること。
- ⑫ 市に帰属される給水主管は、管路上部より30cmの位置に連続して標識シールを敷設すること。
- ⑬ 給水管にロケーティングワイヤーを設置すること、ただし、市に帰属される給水主管は除く。
- ⑭ 止水栓設置については、(図 10)を参照し逆止弁付副栓付伸縮止水栓を設置すること。
- ⑮ メーター及び逆止弁付副栓付伸縮止水栓の設置場所については、敷地内の道路境界と密着した箇所に平行に設置すること。
- ⑯ メーターに関しては、泉大津市水道メーター設置基準に基づき設置すること。
また、遠隔指示メーターについても、遠隔指示メーター設置基準に基づくこと。
- ⑰ 止水栓・メーターボックス及び仕切弁・消火栓ボックスについては、泉大津市が定める規格品(市章またはおづみん入り)とすること。
なお、重量物が通行する恐れがある場合は、鋳鉄製メーターボックスの使用とし、それ以外の場所については、樹脂製メーターボックスとすること。
また メーターボックスは、底蓋付及び土砂流入防止板付を使用すること。
- ⑱ メーターより二次側に使用する給水材料は、使用する箇所に一番適した管種を用いること。
- ⑲ 同口径未満のメーターを設置する場合は、配水管及び給水主管からの引込み口径と同口径を基本とするが、特別な理由があるときは市と協議すること。
- ⑳ 宅内配管においては、原則として家屋基礎の外回りに布設すること。
行き止まり配管等で水が停滞し、水質が悪化するおそれがある構造としないこと。

4 ロケーティングワイヤーの設置

- ① 配水管の分岐部から止水栓までの給水管に、ロケーティングワイヤーを設置すること。
- ② 設置方法は、配水管の分岐部にロケーティングワイヤーを約3m程度巻きつけ固定したのち、給水管に沿ってメーターボックス内まで引込むこと。
- ③ ロケーティングワイヤーは、給水管に0.5m間隔でテープ止めを行うこと。
- ④ 引込んだロケーティングワイヤーは、メーターボックス内に0.5m以上露出で巻き込むこと。
- ⑤ 設置に際しては、ロケーティングワイヤーに傷がつかないように注意すること。

5 撤去

- ① 甲型分水栓は、コマを下し上部を取外し下部にキャップを取付けたのち給水管を撤去すること。
- ② サドル付分水栓は、コックを閉め分水口にキャップを取付けたのち給水管を撤去すること。
- ③ 不断水式割丁字管は、バルブを閉め分水口にフランジ蓋を取付けたのち給水管を撤去すること。
- ④ 丁字管の場合は、市と協議すること。

6 貯水槽工事

(1) 貯水槽以下の設備

貯水槽以下の設備は、配水管から水道水を一旦貯水槽に貯留し、これをポンプ等で圧送したうえ、配管設備によって給水するものであり、水道法第3条第9項に規定する給水装置でないため、貯水槽以下の水質及び設備等の維持管理については、使用者又は所有者の責任において行うこと。

(2) 貯水槽の設置位置

- ① 原則として地上1階又は地階に設置すること。
- ② 汚れや湧水の影響を受けず、し尿浄化槽、下水ます、石油タンクその他衛生上有害なものに近接しない場所とすること。
- ③ 貯水槽の天井、底又は周壁の保守点検を外部から容易かつ安全に行うことができるように設けること。
- ④ 貯水槽の流入口手前に給水栓を一箇所設けること。
- ⑤ 関係者以外の者が容易に出入りできない場所とすること。
- ⑥ 貯水槽の上部には、ポンプ、給油管、汚水管等を設けないこと。

(3) 貯水槽の構造

- ① 貯水槽は、建築基準法施行令等の規定に基づき、安全上及び衛生上支障のない構造とすること。
- ② 貯水槽の材質は、ステンレス製、鋼板製、FRP製等堅固な材質を使用し、水質上、保全上、漏水・汚染等のないよう水密性を保ち、かつ直射日光を受けた場合は、水質に悪影響を受けない構造とし、制作・設置にあたっては、次の事項に留意すること。
 - ア 貯水槽は、非飲料用の水槽とは別に独立した構造とする。
 - イ 水質に影響のない防水層又は防食塗料を施すこと。
 - ウ 修理、清掃等のためにマンホール、タラップ等の必要な設備を施すこと。

エ マンホールは、塵埃、雨水等の有害なものが流入しない構造とすること。

オ 通気孔、オーバーフロー管、排水管及び排水用ピットを設け、排水する際に汚水等が逆流しない構造とし、通気孔及びオーバーフロー管の排水口には防虫及び防鼠のため網を取り付けること。

カ 貯水槽の清掃等で断水を避ける必要のある場合は2層式とし、各層を連通管で連絡し、仕切弁で区分した構造とすること。

キ オーバーフロー管の内径は、流入管径より1ランク以上大きいものとする。

(4) ポンプの選定

① 給水ポンプは2台以上で構成されていることが望ましい。

② ポンプ設備及び貯水槽の見やすい場所に、故障等の連絡先を明示し迅速に対処できるようにすること。

③ 使用する器具に適した常用使用圧力が得られること。

(5) 貯水槽以下の設備の配管等について

① 水質に影響を与えないもので、かつ、使用箇所に適した強度を持つ材質のものを選定し、その配管方法については、空気溜り、共振、防音、防露、水撃音等の発生しにくい材料、器具及び工法を採用すること。

② 飲料用水道水の配管設備を、それ以外の配管設備に接続していないこと。

7 直結増圧式給水工事

(1) 直結増圧式給水装置を設置する場合は、別に「直結増圧式給水装置施工基準」に定める。